本号で公布された法令のあらまし

◇**日本中央競馬会の平成二十八事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令**（政令第五四号）（農林水産省）

1　日本中央競馬会が、平成二八事業年度において、平成二七事業年度の剰余のうち特別振興資金に充てることができる割合を一〇〇分の一〇〇とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**公認心理師法の一部の施行期日を定める政令**（政令第五五号）（厚生労働省）

公認心理師法（平成二七年法律第六八号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二八年三月一五日とすることとした。

◇**公認心理師法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第五六号）（厚生労働省）

一　児童福祉法施行令等の一部改正関係（第一条～第六条関係）

1　児童福祉法施行令について、その規定により罰金の刑に処せられた場合に指定障害児通所支援事業者等の指定を受けることができないこととする法律に公認心理師法を加える等の改正を行うこととした。

2　生活保護法施行令、精神保健福祉士法施行令、介護保険法施行令、健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令について、1と同様の改正を行うこととした。

二　文部科学省組織令及び厚生労働省組織令の一部改正関係（第七条及び第八条関係）

文部科学省初等中等教育局及び同局健康教育・食育課並びに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部及び同部精神・障害保健課の所掌事務に、公認心理師に関する事務のうちそれぞれの省の所掌に係るものを加えることとした。

三　施行期日

この政令は、公認心理師法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二八年三月一五日）から施行することとした。

政　令

日本中央競馬会の平成二十八事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十四号

日本中央競馬会の平成二十八事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令

内閣は、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十九条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本中央競馬会の平成二十八事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合は、百分の百とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（日本中央競馬会の平成二十六事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令の廃止）

2　日本中央競馬会の平成二十六事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（平成二十六年政令第六十一号）は、廃止する。

農林水産大臣　森山　**裕**

内閣総理大臣　安倍　晋三

公認心理師法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十五号

公認心理師法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

公認心理師法附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十八年三月十五日とする。

文部科学大臣　馳　　浩

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

公認心理師法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十六号

公認心理師法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）の一部の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の七第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）

第二十五条の七第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　公認心理師法

第二十五条の十二第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　公認心理師法

第二十五条の十二第二項第三号、第二十七条の十一第一項第二号及び第二項第三号並びに第二十七条の十八第二号中「第四号」を「第五号」に改める。

（生活保護法施行令の一部改正）

第二条　生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の二に次の一号を加える。

三十　公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）

第四条の三に次の一号を加える。

三十三　公認心理師法